

2013 年度関西女子サッカー 1 部リーグ要項 (案)



1. 目的 関西女子サッカーの発展と女子サッカーの普及新興に寄与することを目的とする。
2. 名称 関西女子サッカー 1 部リーグ (Kansai Women's Football League)
3. 主催 関西サッカー協会
4. 主管 関西女子サッカーリーグ運営委員会
5. 協力 株式会社モルテン (案)
6. 参加資格
 - (1) チーム 日本サッカー協会に登録している単独チームであること。
 - (2) 選手 日本サッカー協会に登録している女子選手であること。
 - (3) 選手証 試合会場に登録選手証 (写真付) を持参しない選手の出場は認めない。但し、特別な事由がある場合はその限りでない。
7. 競技方法
 - (1) 一回戦総当りリーグ戦で試合時間は 1 部 80 分 (前後半各 40 分、ハーフタイムのインターバルは前半終了後 10 分) とし、勝敗が決しない場合は引き分けとする。
 - (2) 主審の判断で給水タイム (1 分) を前・後半の中間にとることができる。
8. 競技規則
 - (1) 2013 年度日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - (2) 試合開始前までに最大 7 名の交替要員の氏名を審判に通告しておき、審判の許可を得て 5 名まで交替することができる。
 - (3) リーグにおいて警告を 2 回受けた者は自動的に次の 1 試合は出場停止とする。但し、リーグ最終戦において 2 枚目の警告を受けた者は、この罰則は適用されない。
 - (4) リーグにおいて退場を命じられた者は次の 1 試合に出場できず、その後の処置に関しては審査委員会の決定による。
9. 順位の決定
 - (1) ①勝点 ②得失点差 ③総得点 ④相互対戦 の順で順位を決定する。
 - (2) 勝点は「勝：3 点」、「引分：1 点」、「敗：0 点」とする。
 - (3) 試合棄権の場合は、棄権チームの勝点を -3 とし、スコアは 5 対 0 とする。
10. 経費 経費は参加チームの相互負担とし、金額は運営委員会で決定する。
11. 障害 故意による明らかな暴行等の加害行為を除き各チームの責任とする。
12. 表彰 リーグ戦終了後、1・2・3 位チーム及び得点王を表彰する。
13. 入替 リーグ順位の低位 2 チームは 2 部リーグ上位 2 チームと自動入替とする。
14. その他 本要項に明記のない事項については、「2013 年度関西女子サッカーリーグ細則」による他、委員長会議において決定する。



2013 年度関西女子サッカー 2 部リーグ要項 (案)

1. 目的 関西女子サッカーの発展と女子サッカーの普及新興に寄与することを目的とする。
2. 名称 関西女子サッカー 2 部リーグ (Kansai Women's Football Second League)
3. 主催 関西サッカー協会
4. 主管 関西女子サッカーリーグ運営委員会
5. 協力 株式会社モルテン (案)
6. 参加資格
 - (1) チーム 日本サッカー協会に登録している単独チームであること。
 - (2) 選手 日本サッカー協会に登録している女子選手であること。
 - (3) 選手証 試合会場に登録選手証 (写真付) を持参しない選手の出場は認めない。但し、特別な事由がある場合はその限りでない。
7. 競技方法
 - (1) 総当りリーグ戦及び順位決定戦で試合時間は 70 分 (前半各 35 分、ハーフタイムのインターバルは前半終了後 10 分) とし、競技時間以内で勝敗が決しない場合は引き分けとする。
 - (2) 主審の判断で給水タイム (1 分) を前・後半の中間にとることができる。
8. 競技規則
 - (1) 2013 年度日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - (2) 試合開始前までに最大 7 名の交替要員の氏名を審判に通告しておき、審判の許可を得て 5 名まで交替することができる。
 - (3) リーグにおいて警告を 2 回受けた者は自動的に次の 1 試合は出場停止とする。但し、リーグ最終戦において 2 枚目の警告を受けた者は、この罰則は適応されない。
 - (4) リーグにおいて退場を命じられた者は次の 1 試合に出場できず、その後の処置に関してはリーグ委員長会議の決定による。
9. 順位の決定
 - (1) ①勝点 ②得失点差 ③総得点 ④相互対戦 の順で順位を決定する。
 - (2) 勝点は「勝：3 点」、「引分：1 点」、「敗：0 点」とする。
 - (3) 試合棄権の場合は、棄権チームの勝点を -3 とし、スコアは 5 対 0 とする。
10. 経費 経費は参加チームの相互負担とし、金額は運営委員会で決定する。
11. 障害 故意による明らかな暴行等の加害行為を除き各チームの責任とする。
12. 表彰 リーグ戦終了後、1・2・3 位チーム及び得点王を表彰する。
13. 入替 2 部リーグ最終順位の上位 2 チームは 1 部リーグ下位 2 チームと自動入替とする。2 部リーグ最終順位の下位 2 チームは 3 部リーグ上位 2 チームと自動入替とする。
14. その他 本要項に明記のない事項については、「2013 年度関西女子サッカーリーグ細則」による他、委員長会議において決定する。



2013 年度関西女子サッカー3 部リーグ要項（案）

1. 目的 関西女子サッカーの発展と女子サッカーの普及新興に寄与することを目的とする。
2. 名称 関西女子サッカー3部リーグ (Kansai Women's Football Third League)
3. 主催 関西サッカー協会
4. 主管 関西女子サッカーリーグ運営委員会
5. 協力 株式会社モルテン（案）
6. 参加資格
 - (1) チーム 日本サッカー協会に登録している単独チームであること。
 - (2) 選手 日本サッカー協会に登録している女子選手であること。
 - (3) 選手証 試合会場に登録選手証（写真付）を持参しない選手の出場は認めない。但し、特別な事由がある場合はその限りでない。
7. 競技方法
 - (1) 総当りリーグ戦及び順位決定戦で試合時間は
60分（前後半各30分、ハーフタイムのインターバルは前半終了後10分）とし、競技時間以内で勝敗が決しない場合は引き分けとする。
 - (2) 主審の判断で給水タイム（1分）を前・後半の中間にとることができる。
8. 競技規則
 - (1) 2013年度日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - (2) 試合開始前までに最大7名の交替要員の氏名を審判に通告しておき、審判の許可を得て5名まで交替することができる。
 - (3) リーグにおいて警告を2回受けた者は自動的に次の1試合は出場停止とする。但し、リーグ最終戦において2枚目の警告を受けた者は、この罰則は適応されない。
 - (4) リーグにおいて退場を命じられた者は次の1試合に出場できず、その後の処置に関してはリーグ委員長会議の決定による。
9. 順位の決定
 - (1) ①勝点 ②得失点差 ③総得点 ④相互対戦 の順で順位を決定する。
 - (2) 勝点は「勝：3点」、「引分：1点」、「敗：0点」とする。
 - (3) 試合棄権の場合は、棄権チームの勝点を-3とし、スコアは5対0とする。
10. 経費 経費は参加チームの相互負担とし、金額は運営委員会で決定する。
11. 障害 故意による明らかな暴行等の加害行為を除き各チームの責任とする。
12. 表彰 リーグ戦終了後、1・2・3位チーム及び得点王を表彰する。
13. 入替 3部リーグ最終順位の上位2チームは2部リーグ下位2チームと自動入替とする。
14. その他 本要項に明記のない事項については、「2013年度関西女子サッカーリーグ細則」による他、委員長会議において決定する。